

令和3年度 内閣府税制改正要望



令和2年9月
内閣府



令和3年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

国家戦略特区の推進

◆ 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 (法人税、所得税、登録免許税)

- 国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、課税の特例措置を2年間延長する。

民間資金等活用事業(PFI)の推進

◆ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充 ☆ (不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

- PFI法に規定する選定事業により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税について、課税標準額を1/2とする現行の措置について、非課税とするとともに、特例措置の対象施設等を拡充する。

公益法人制度改革等の推進

◆ 「受配者指定寄付金制度」の適用対象への一定の公益法人の追加 ☆ (法人税、所得税)

- 「受配者指定寄付金制度」において、日本私立学校振興・共済事業団が受け入れて学校法人に配布する寄附金については、法人税の計算上、全額損金算入することが可能となるなどといった税制優遇が認められているところ、事業団による寄附金の配布対象に、学校法人の学生への奨学金事業を行う一定の公益社団法人及び公益財団法人を追加する。

※ ★は新設、☆は拡充



令和3年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

子ども・子育て支援の推進

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長 ☆（贈与税）

- 直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする特例措置を延長するとともに、①非課税となる子の育児に係る費用に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設を含める、②受贈者となる子・孫等の年齢を「20～50歳」から「18～50歳」に引き下げる措置の拡充を行う。

◆企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長（固定資産税、事業所税、都市計画税）

- 待機児童解消の観点から第2期市町村子ども・子育て支援事業計画（令和6年度末まで）において保育の受け皿確保に企業主導型保育施設を活用してよいこととしていることを踏まえ、平成29年4月1日～令和3年3月31日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に関し、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、期限を2年間延長する。

防災に関する施策の推進

◆被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充 ☆ （所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定）

- 現在、被災者生活再建支援金について、半壊世帯の一部についても支給対象とする方向で検討しており、当該半壊世帯の一部に支給される支援金についても、所得税及び個人住民税を課さないこととする非課税措置等を講じる。

※ ★は新設、☆は拡充



令和3年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ③

沖縄振興に関する施策の推進

- ◆ **沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長（法人税、法人住民税、事業所税）**
 - 沖縄県において、高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、観光地形成促進地域における課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（法人税、法人住民税、事業税、事業所税）**
 - 沖縄県において、情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業特別地区・地域における課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長（法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税）**
 - 沖縄県において、産業高度化・事業革新を促進するため、産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、事業所税）**
 - 沖縄県において、国際物流拠点産業の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税）**
 - 沖縄県において、経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長（法人税、所得税）**
 - 沖縄県において、離島地域の活性化を図るため、離島における旅館業用建物等の課税の特例措置の適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長（酒税）**
 - 沖縄県において、一般消費者の税負担軽減及び酒類製造業の自立的経営の促進を図るため、沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の適用期限を1年間延長する。

政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援

- ◆ **東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長（印紙税）**
 - 東日本大震災により直接・間接に被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減を図るため、沖縄振興開発金融公庫による特別貸付等の印紙税の非課税措置について適用期限を5年間延長する。

※ ★は新設、☆は拡充

令和3年度税制改正要望(案)

(参考資料)

令和2年9月

内閣府

目次

【国家戦略特区の推進】

1. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 …………… 8ページ

【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

2. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した
公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充 …………… 10ページ

【公益法人制度改革等の推進】

3. 「受配者指定寄付金制度」の適用対象への一定の公益法人の追加 …………… 11ページ

【子ども・子育て支援の推進】

- 4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長 12ページ
- 5. 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長
..... 13ページ

【防災に関する施策の推進】

- 6. 被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充 14ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

- 7. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 15ページ
- 8. 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 16ページ
- 9. 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 17ページ
- 10. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 18ページ
- 11. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 19ページ
- 12. 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長 20ページ
- 13. 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長 21ページ

【政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援】

- 14. 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長

..... 22ページ

【その他】

従要望一覧 23ページ

「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長

(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

要望の趣旨

○国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業について、認定手続のワンストップ化を活用した円滑かつ迅速な実施を促進することにより、全国的な見地から国が定めた国家戦略特別区域の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、当該ワンストップ化を活用した事業についても都市再生特別措置法に基づく認定事業と同様の課税の特例措置を適用。(国交省に併せた延長要望)

(※都市再生法に基づく整備計画に記載された民間都市再生事業計画の認定みなしの場合に認定事業と同様の税制特例が適用されるよう)
平成26年度税制改正において措置し、数次延長され、令和2年度末が期限とされているところ。

区域計画の作成・事業実施の流れ

国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域について、区域計画の作成と民間都市再生事業計画の認定手続(申請・審査)を一体化し個別の認定を不要とする制度(ワンストップ化)を講じ、都市再生法に基づく認定事業と同様の税制特例を適用しているところ。

国家戦略特別区域会議

区域計画の作成

民間都市再生事業計画が作成された都市再生事業を区域計画に記載し、国土交通大臣の同意を得た上で内閣総理大臣が計画を認定

区域計画の認定

民間都市再生事業計画のみなし認定

都市再生法に基づく認定事業と同様の
税制特例の適用

国家戦略特別区域において、国・地方公共団体・民間事業者の三者で合意形成を図りながら実施する優良な民間都市開発事業を支援。

都市再生促進税制の概要

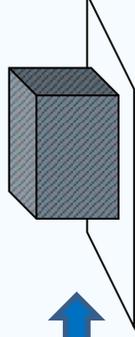
(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、その魅力を高めるため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業に係る特例措置を行うもの。

①認定事業者^(*)が土地取得



②認定事業者^(*)が建築物を建設



(*)国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置

… 都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図るべき地域において適用

(赤字は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分)

(地方税)

- ・ 不動産取得税(※1)
課税標準控除 (1/2控除)

(国税)

- ・ 法人税、所得税
割増償却 (5年間50%)

(地方税)

- ・ 不動産取得税(※1)
課税標準控除 (1/2控除)

- ・ 登録免許税^(*) <本則4/1000>
軽減税率 (1.5/1000:H23年度認定)
(2.0/1000:H24年度以降認定)

(*)大規模な建築物については、認定から「3年以内」の建築要件が「5年以内」となる

- ・ 固定資産税、都市計画税(※2)
課税標準控除 (5年間1/2控除)

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置

… 緊急かつ重点的に拠点整備をすべき地域において適用

(地方税)

- ・ 不動産取得税(※1)
課税標準控除 (1/5控除)

(国税)

- ・ 法人税、所得税
割増償却 (5年間25%)

(地方税)

- ・ 不動産取得税(※1)
課税標準控除 (1/5控除)

- ・ 固定資産税、都市計画税(※2)
課税標準控除 (5年間2/5控除)

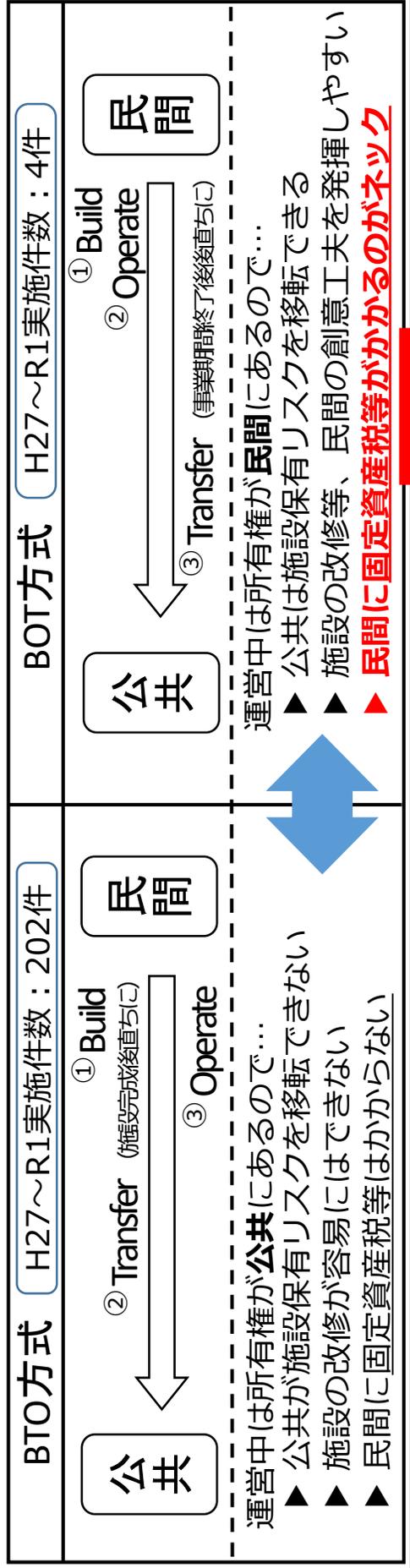
※1 参酌基準を1/2(1/5)とし、2/5(1/10)以上3/5(3/10)以下の範囲内で、都道府県の条例で定める割合を控除

※2 参酌基準を1/2(2/5)とし、2/5(3/10)以上3/5(1/2)以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を控除(太字は特定都市再生緊急整備地域部分)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税、不動産取得税、都市計画税〕

課題

- BTO方式とBOT方式は**税制上イコールドライティング**になっていない。
- 平成27年度からの5年間でBOT方式による実施件数は4件と**BOT方式が進んでいない**。



要望内容

○**BOT方式**により整備される公共施設等に係る地方税（固定資産税等）の特例措置の拡充要望

- 【現行措置】
- ・ 課税標準を2分の1
 - ・ サービス購入型※のみが対象
- ※経費の全額を公共が負担する事業

- 【要望】
- ・ **非課税**
 - ・ **混合型、独立採算型※を追加**
- ※運営等の経費の一部又は全部に施設からの利用料金が充てられる事業（公立の体育館やプール、市民ホールなど）

◆PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定(会長：内閣総理大臣))

3. 推進のための施策

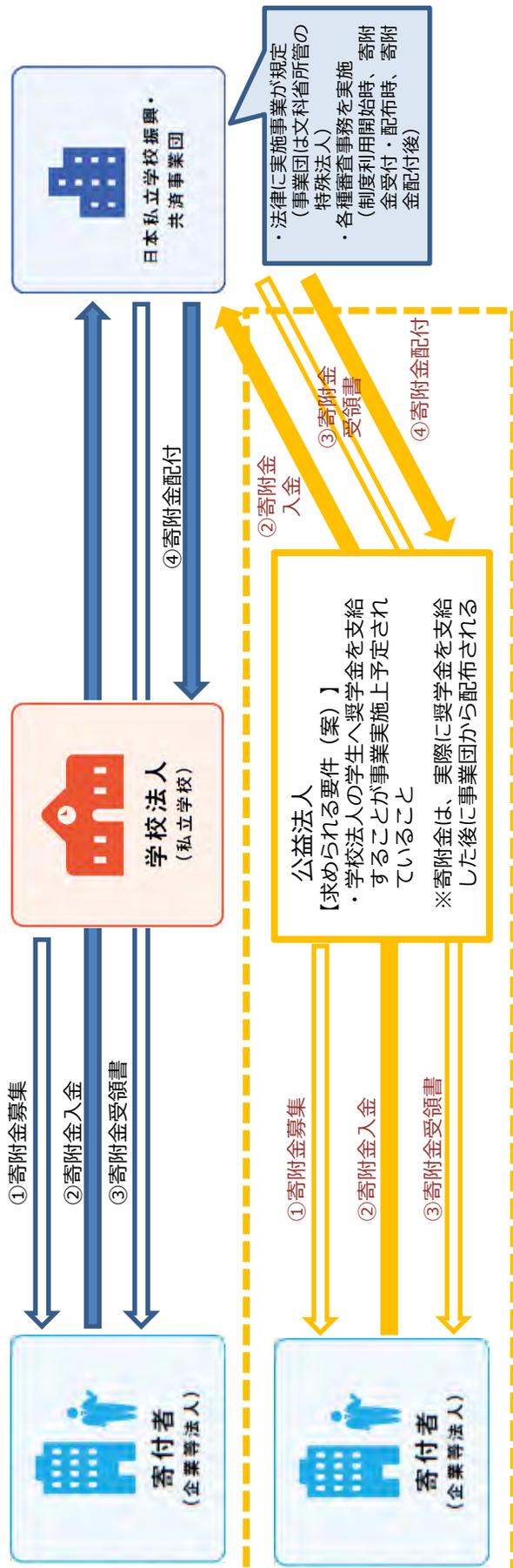
- (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し
- (5) 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、**非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する**。

【「受配者指定寄付金制度」の適用対象への一定の公益法人の追加】〔法人税、所得税〕

要望内容

日本私立学校振興・共済事業団が寄附金を配布する対象に、一定の公益財団法人及び公益社団法人を追加する。

イメージ



追加を検討する部分 (「寄附金を指定する告示」において許容されることを目指す)

要望の理由

・私立学校が奨学金事業を実施する場合、事業団を通じて寄附によりその原資を得る際には、寄附者が法人である場合、寄附金全額を損金算入することが可能である一方、公益法人が奨学金事業を実施する場合には、基本的にはそのような税制優遇の適用はない。

・これにより、奨学金事業の実施主体の違いにより事業の原資となる寄附金の集めやすさに差が生じており、結果として公益法人が実施する奨学金事業の規模の拡大を阻んでいる可能性がある。

効果見込み

税制優遇措置の拡充を通じた公益法人による奨学金事業の拡大は、受益の対象となる学生の増加のみにとどまらず、より多くの学生が自らのニーズに見合った奨学金の受給の機会を得ることもつながり、ひいては「公益の増進」に寄与するものと考えられる。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充(令和3年度税制改正要望)

制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



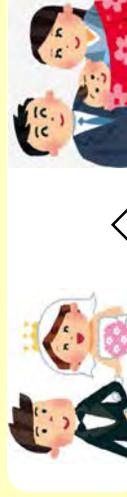
直系尊属

資金を拠出

金融機関（信託、銀行、証券）

預貯金

非課税（1,000万円まで（うち結婚関係は300万円まで））



子・孫等（18～50歳）
※所得税の合計所得金額が1,000万円以下

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、令和4年4月1日から「18歳～50歳」とする。

払出し

結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金

結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金として贈与

支出

口座等終了

資金使途

- 【結婚関係】・婚礼に係る費用
- 【妊娠・出産、子育て関係】
 - ・家賃等に係る費用
 - ・不妊治療に係る費用
 - ・産後ケアに係る費用
 - ・引越しに係る費用
 - ・妊娠に係る費用
 - ・子の医療費に係る費用

- ・出産に係る費用
- ・子の育児に係る費用

残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
- ②受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

適用期限

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで ⇒ **延長を要望**

令和2年度税制改正において、**1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設も、指導監督基準を満たしている場合は、利用料に係る消費税の非課税措置の対象**となったことを踏まえ、「子の育児に係る費用」に上記を含める。

1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用を促進するため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで延長した。
- 「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、令和3年度以降も引き続き保育の受け皿として重要な役割を果たすこととなるため、本特例措置の延長を要する。

2. 要望内容

上述のとおり、企業主導型保育施設は、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）においても保育の受け皿の確保方策として盛り込むことができるとされており、令和3年度以降も待機児童解消の観点から保育の受け皿確保のために重要な役割を果たすことから、本特例措置の適用期間について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の間見直しが行われるまでの2年間、延長する。

<現行の特例措置の内容>

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が価格の4分の1

<延長要望の内容>

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～令和3年3月31日（平成29年度～令和2年度）に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等としていたところ、
- 平成29年4月1日～令和5年3月31日（平成29年度～令和4年度）に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等とする。

被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充（所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定）

現在、被災者生活再建支援金について、半壊世帯の一部についても支給対象とする方向で検討しており、当該半壊世帯の一部に支給される支援金についても、所得税及び個人住民税を課さないこととする非課税措置等を講じる。

施策の背景

- 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する制度である。
- 被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する全壊世帯や大規模半壊世帯等に支給された支援金については、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するために支給されるものであり、このような趣旨に鑑みて、支援金については、所得税及び個人住民税を課さないこととしている。また、同様の趣旨から支援金の差押え等ではできないこととしている。
- 現在、支援金について、半壊世帯の一部についても支給対象とする方向で検討しており、当該半壊世帯の一部に支給される支援金についても、所得税及び個人住民税を課さないこととする非課税措置や差押え等禁止措置を講じる必要がある。

要望の概要

現行制度の概要

- 【対象世帯】
全壊、解体、長期避難、大規模半壊
- 【制度の対象となる自然災害】
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- 【非課税措置】
所得税、個人住民税を課さない。
- 【差押え等禁止措置】
支給を受ける権利は、譲渡又は差し押さえることができない。
また、支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。



【対象世帯】

全壊、解体、長期避難、大規模半壊、
半壊の一部【損害割合30%台】

【制度の対象となる自然災害】

同左

【非課税措置】

同左

【差押え等禁止措置】

同左

観光・リゾート産業の振興 ～観光地形成促進地域～

沖縄の観光環境

- 豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気
- 首里城跡等の文化遺産、空手、組踊等の文化資源、各種スポーツキャンプの実施
- LCCの就航、新石垣空港開港(H25.3)、那覇港大型旅客船ターミナル供用開始(H26.4)
那覇空港第二滑走路供用開始(R2.3)



【参考】

- ・入域観光客数の拡大(552.8万人(H23年度)→946.9万人(R1年度))
- ・外国客数の拡大(30.1万人(H23年度)→249.0万人(R1年度))
- ・クルーズ船寄港回数の増大(112回(H23年)→581回(R1年))

目指す姿

世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成

観光地形成促進地域

① 投資税額控除

- ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除
- ・取得価額限度額は合計20億円／事業年度、控除限度額は法人税額の20%／事業年度
- ・4年まで繰越し可能

※対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定)

- ①スポーツ・リクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設

② 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

情報通信産業の振興～情報通信特区・地域～

沖縄のIT環境

➤ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

➤ IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年)→490社(R1年)、雇業者数:4,186人(H13年)→29,748人(R1年)

➤ IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)

目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

情報通信特区・地域

① 所得控除制度(40%控除)＜特区：①、②は選択制、地域：②、③のみ＞

【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業

(2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業

(3)特区内で専ら特定事業を営むこと

(4)常時使用従業員が5人以上であること

(5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれか多い数であること

※県知事が対象法人を認定

② 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

※地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超
(建物等は1,000万円超)

③ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所得税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象事業

情報通信産業特区	情報通信産業振興地域
所得控除	投資税額控除
データセンター(IDC)、インターネット・イクスチェンジ (IX)、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業 (以上、特定情報通信事業という。)	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンター、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) (左記の特定情報通信事業を含む。)

モノづくり産業の振興～産業高度化・事業革新促進地域～

沖縄のモノづくり環境

- 共同研究施設の活用促進とあわせて、インキュベーション施設、リサーチパークを整備
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)、琉球大学、沖縄高専などの研究開発拠点が存在
- 自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーが重要な産業資源

目指す姿

- ものづくり産業が沖縄県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長
- OISTや琉大、沖縄高専等を核とした産学官連携により、生み出される研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、国際的な「知的・産業クラスター」の形成
- 環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成

産業高度化・事業革新促進地域

- ① 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、工場用の建物等・附属設備8%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品：100万円超(建物等は1,000万円)

- ② 特別償却(機械装置・器具備品34%、工場用の建物等・附属設備20%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品：100万円超(建物・附属設備は1,000万円)

<①と②は選択制> ※適用には県知事の認定が必要。

- ③ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象資産

機械装置及び器具備品(開発研究用器具備品を含む)

※対象業種

製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、
エンジニアリング業、機械設計業、自然科学研究所、
商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業 等

国際物流拠点産業の振興～国際物流拠点産業集積地域～

沖縄の物流環境

- 目覚ましい発展を遂げるアジアとの地理的近接性（飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、バンコクなどアジアの主要都市）
- アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- 那覇空港第二滑走路供用開始（R2.3）
- 那覇空港と那覇港の近接（車で約10分）



目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

国際物流拠点産業集積地域

① 所得控除制度（40%控除）

- 【条件】①特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 ②対象地域のH26.6.18以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 ③特区内で専ら特定事業を営むこと
 ④常時使用従業員が15人以上であること
 ⑤特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること
- ※県知事が対象法人を認定

※対象事業

所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点事業

② 投資税額控除（機械装置15%、工場用の建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超）

③ 特別償却（機械装置50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超） <①、②、③は選択制>

④ 保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、選択課税制度等） ※事業認定を受けた法人が対象

⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

沖繩の経済金融を活性化～経済金融活性化特区～

沖繩の経済金融環境

- 金融特区（名護市）を発展的に解消して経済金融活性化特区を創設（H26）
- 金融関連産業及び情報通信産業を中心に企業立地（48社（R1））が進展

目指す姿

沖繩における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖繩の経済金融を活性化

経済金融活性化特区

- 地区；名護市（H26.4.10指定）
- 対象産業；金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業
- 優遇措置＜①、②、③は選択制＞

① 所得控除制度（40%控除）

- 【条件】（1）特区内に本店又は主たる事務所を有する法人
（2）H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人
（3）特区内で常時使用する地元従業員が5人以上

※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
（所得控除額＝所得金額×40%×特区内従業員数／全従業員数）

※県知事が対象法人を認定

- ② 投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

- ③ 特別償却（機械装置・器具備品50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

- ④ エンジェル税制

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象

本特区版は要件が大幅緩和；設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等

- ⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



離島の旅館業に係る特例措置

背景・必要性

- 離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、若年層の島外流出や住民の高齢化等が進行
- 定住条件の改善を図るため、産業活動の活性化、雇用の場の創出等が必要

※東西1,000km、南北400kmの広大な海域に、約160の離島が点在。

措置の概要

- ① 特別償却
離島の地域内において、旅館業の用に供する設備の新設又は増設に係る建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円超の場合、その8%を償却(限度額あり)
- ② 事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除

期待される効果

- 観光・リゾートホテル等の宿泊施設の立地促進(受入体制の強化)
- 就業機会の確保と所得の向上
- 観光・リゾート産業と連携した関連産業の振興



沖縄県産酒類の酒税の軽減措置

概要

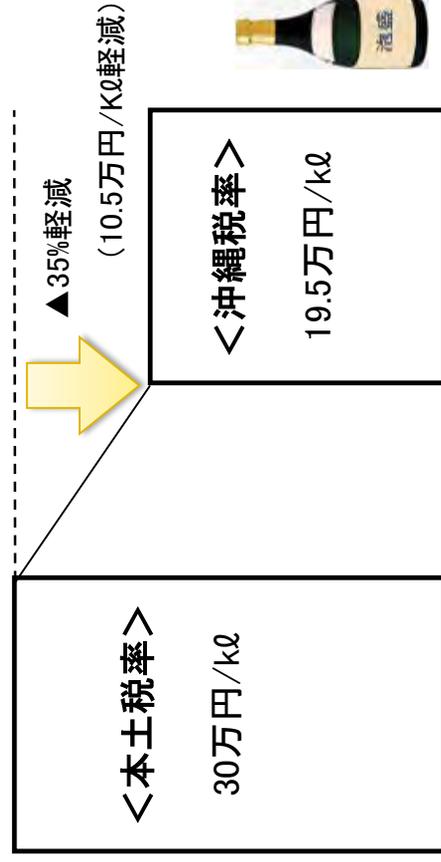
- ▶ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、①復帰前から引き続き酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減
- ▶ **適用期限：令和3年5月14日まで**

軽減税率

泡盛

＜軽減率＞本則の35%軽減

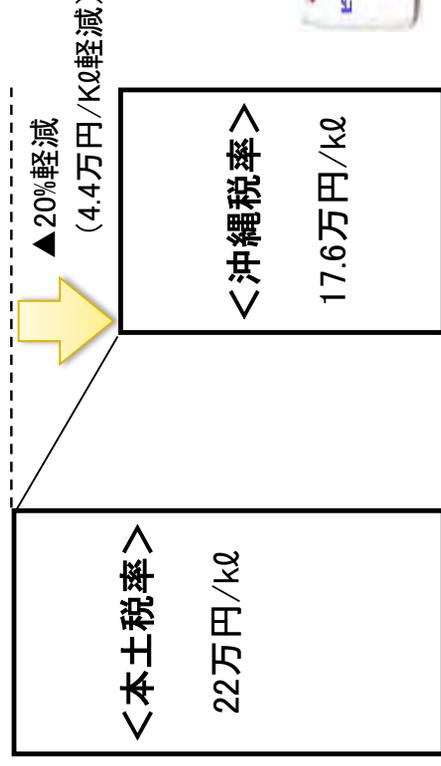
【アルコール分30度の場合】



(参考)30度1.8ℓの場合：全国540円⇔沖縄351円(189円軽減)

ビール・その他

＜軽減率＞本則の20%軽減



(参考)350mℓの場合：全国77円⇔沖縄61.6円(15.4円軽減)

東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の 印紙税の非課税の延長

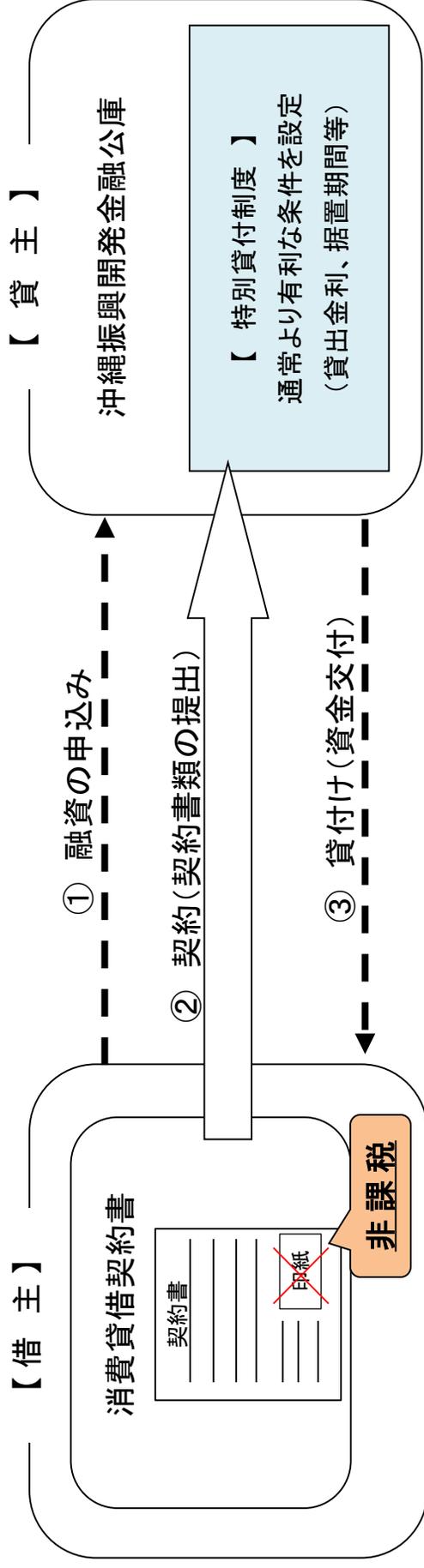
1. 概要

- 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」という)に基づき、沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合における印紙税の非課税措置を延長するもの(他の政府系金融機関と同様の措置)。
- 適用期限: 令和7年度末(令和8年3月31日)

2. 要求理由

印紙税の非課税措置は、震災特例法制定時より沖縄振興開発金融公庫を含む各政府系金融機関において全国一律に適用されており、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関と同様に措置する必要があるため、延長要求するもの。

【制度のイメージ】



従要望一覧

1. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特別措置の延長（法人税、所得税、法人住民税）
2. 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特別措置の拡充（法人税）
3. 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設（所得税、個人住民税）
4. 熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
5. 熊本地震に係る被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
6. 津波避難施設に係る特別措置の延長（固定資産税）
7. 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
8. 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設

連絡先一覧

項目名	担当局・課	連絡先
1. 国家戦略特区の推進		
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進		
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充	民間資金等活用事業推進室	(直) 03-6257-1653
3. 公益法人制度改革等の推進		
「受配者指定寄付金制度」の適用対象への一定の公益法人の追加	大臣官房公益法人行政担当室	(直) 03-5403-9528
4. 子ども・子育て支援の推進		
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長	子ども・子育て本部 参事官（少子化対策担当）付	(直) 03-6257-1463
企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長	子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等担当室	(直) 03-6257-1697
5. 防災に関する施策の推進		
被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充	政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付	(直) 03-3503-9394
6. 沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	(直) 03-6257-1682
沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688

※内閣府主要望項目のみ掲載

沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	（直）03-6257-1682
沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官 室	（直）03-6257-1673
7. 政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援		
東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官 室	（直）03-6257-1673